広 島 市 告 示 第 465 号
令 和 8 年 10 月 29 日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名　　称	所　　在　　地	指定年月日
カルム訪問看護ステーション佐伯	(旧)広島市佐伯区千同二丁目1－13 第2昭八コーポラス102号室 (新)広島市佐伯区千同二丁目1－15－2F	令和8年10月1日
訪問看護ステーションかがやき西	(旧)広島市佐伯区千同二丁目14－15－101 (新)広島市佐伯区千同一丁目22－31	令和8年10月1日